

85

80

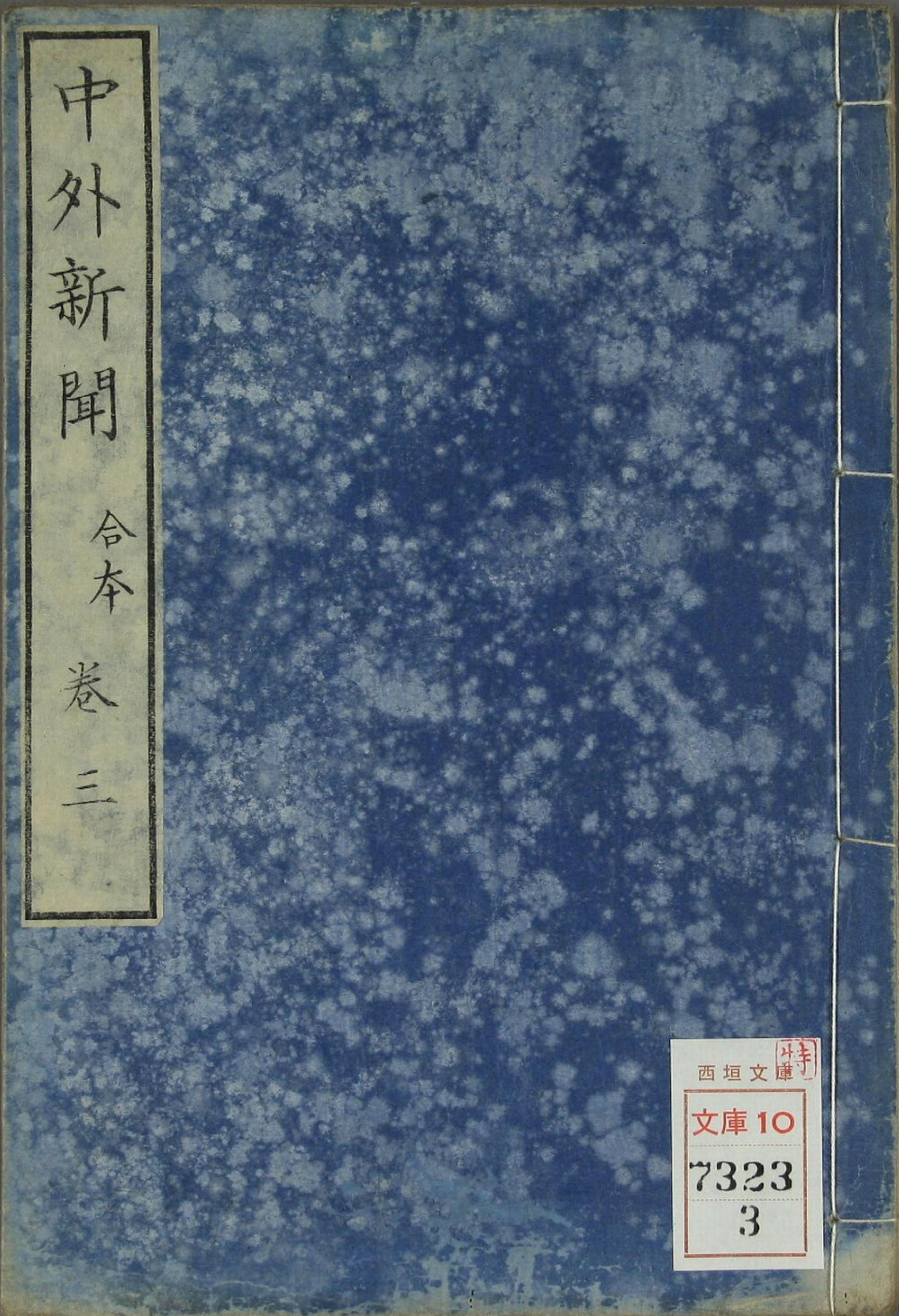
75

70

65

中外新聞合本 卷三

西垣文庫
文庫 10
7323
3



文庫10

7323

3

不許翻刻

慶應四年四月第三板

中外新聞

卷三

第十四号より
第廿七号まで

開物社印

慶應四年四月十九日

西文庫

中外新聞第十四号

鎮撫使よりの布告

今般海陸進軍は尤朝敵□□硬命の族りを誅鋤遊され
嚴慮の處當人日本士謹慎は付てハ從來の行狀雖不可赦生
靈塗炭の難苦不_レ為忍罪懥やら猶死一等を宥以上を帰
嚮の革を勿論既往も不咎才能及び有志の者を抜擢億兆
愛撫の意四海よ 以表示の 恩召して徳川譜代陪臣小吏
よ至るまで寒餓の患無之様扶助可成下いヌ付疑懼を
不抱此 御意を奉戴一士農工商一切安堵營業可致シ尚追

く 開廷より徳教店宣布はへ共當分徳川祖宗の良法へ其
俗變更無之は条勤王一途心得違ひ有之間歎は且當國諸
事訴訟等を聊無忌諱當總督府まで可申出は其上至當公平
の裁判可有之りのあり

辰四月

東海道鎮撫總督府

○大坂よりの書状写

禁裏様三月廿三日晝時西御堂へは為 入り手輕の 行
幸庄道筋も至て穩りて静々店座は

廿六日早天より天保山へ 行幸海岸防禦の様子 行観覽

船軍の稽古も 天覧よ相成は由て海中へ大筒打込は音
市中へ相響きやい

ぬ幸まごへ市中とても色々く懇説申觸はへ共万事鎮靜の内
事にて大よ安堵仕は金相場も二百三四十四枚まで引揚可申
とゆ人氣の處其後あく下落いへて二百四枚より五枚位又
相成ゆは依之大坂表人氣至て穏はゆ座は必広案ド江下間
敷は

来月五日頃 行發輦にて南都へ 行越夫より 行帰京と
や事は云座は

三月廿八日

○歎願書

一城の僕も徳川家相續の者相定りはまで一時田安へ預け
け付仰付は様奉願は甚見越しに僕を申上奉恐入へ

其尾張家へ相續付仰付は僕も以免奉願度事

一軍艦銃砲も徳川家名立付成下高井又領地相極り以上
差上以様仕度事

右ニケ條格別の寛典を以て 以差免相成は松山尽力の程
奉願は素より有罪の私共右様の件へ奉願は僕上也 天朝
の内怒より奉觸はも難計下を主人□□の趣意より背きは僕よ
も以へ共此際より當り百年の生命の為よ千載の汚名を捨置

恨を含て命を奉へ以松山へ海陸両軍臣子節操相立不申
い間私共一同の心中に賢察付成下幾重よりも相貫まは様に
執成奉願度此段歎願仕は謹言

四月

日

海陸両軍一同

○

静寛院宮様 実成院様を田安に殿へ移 天璋院様を一
橋に殿へ移座は

上様を去る十一日水戸表へ 以發途相成は

十二日より口々に門の固ら左の如一

竹橋 清水 田安 半蔵

右四ヶ所田安殿迄預りより往来通行是迄通り

外櫻田 西丸大手 神田橋

右口々官軍人數迄固もあり外櫻田と神田橋とハ往来通行

行

坂下

内櫻田

大手

平川

矢来

馬場先

和田倉

雉子橋

一橋

右口々メ切一切官軍番兵迄差置リ事

○横濱新開訳文

四月七日到着の英船より託して長崎在苗の外国人某より一封の書状を贈り其大意左の如く

此程長崎表の形勢甚穏あくび薩長土三藩互は不和を生じや或ハ計畧又ハ裁其境ハ相からばに共市中諸方へ張札いゝ一日ハ薩長の所置を誹謗一日も長土の處置を非難し又次の日ハ薩土の悪行を書記しあと日々の事にて三藩の家臣共互々疑惑を生じ以ひそご戦争又ハ至り不然へ共只今の様子にて何時事の起りハ哉も難計甚心配いゝ

○信州路報告

此程相樂總三とソノ者并々外七人信州追々宿にて梶音せ
られ外十餘人の者片鬚片眉剃落かみそり追放つりやう又相成あつらヒ右ハ總三
巨魁ごくわいにて無賴むらいの惡徒わるとを集め官軍先鋒嚮導隊せんとうきょうどうたいと唱となへ 総督
府の命と偽うそり信州の村むらを乱妨おとが一良民よしんみんを劫かすリ金銀きんぎんを食くり
其惡事わるごと露頭あらだせり故ありと承及申うけいしんひ云いふく

○箱館來狀の写

此表ひょうにてハ江戸の様子委敷いそ相あからば甚心配仕いそは會津追討
の儀仙臺せんたいへキ 命めヒ由ゆトトリリの尊そんヌ店座てんざヒ何故なぜり仙臺
隣國りんこくの諸侯しょこう仙臺城下じょうしやへ追おく使者ししゃ差出しりゆつ一殊ことなりの外混雜うんざの由ゆ

店座てんざヒ

中外親閔江戸表ひょうにて出来なの由ゆトト九号くごうまで手て入いヤハ望
人じん沢山たくさん有あ之の間ま幸便こうべんより差送さしゆう可け能のう下げヒ

奉行衆ほうぎゆうを初はじ役わく皆當所引拂ひらひらの苦くるにて魯西亞國蒸氣船じゆきぶん内
雇ひらひら相成あつら迎船むかふねとトて相廻あわせりる處ところ 勅使てし由ゆ下げ向むかの後場所ごじょうしょに
引渡ひりと上ありて一同引拂ひらひら苦くるより決定けい定つづくる乃の万まん今暫まことに出帆ではん
延引可ひらひら仕しヒ共不遠まどが拜顔めいかく可け相味あいみと相樂あいがヤハ

四月二日

海軍局の社中うちにて内外新報と号たごする新聞紙出板しゆ
杉田玄端著述健全学中編二冊發免めんモ

柳河春三編輯西洋雜誌卷三出板自此後毎月一二冊つゝ出来まぐ一

○
偶成

作者不詳

四海今將帰一家此時無用手空又不知心事對誰訴且向春凡
數落花或曰市尹石川氏之作

無題

草莽微言何益世強論時事不勝嗟豈如攜着一瓢酒日訪春園
處々花

中外新聞第十五号

慶應四年四月廿一日

英漢新聞紙の抄譯

英吉利ノテフ・オ・アダムを日本在苗全權公使の書記官又任
ぜり
佛蘭西國帝ナポレオンを喘息を煩ひ餘程の重症あり
同國の太子ハ巴勒を出立一北日耳曼又旅行を
北日耳曼とハ字漏生同盟の諸国を云ふ
此程魯西亞の政府ナリ令を下し波蘭國人の兵器を持つ事
を禁シ悉く其所有の兵器を取上マリ但一稅銀六ルーブルを

出しけ其支配より免許を得とバ兵器を買求むる事を得べ
し者を所持する者も年々此税を出さしを

ルーブルを銀錢の名より一ドルの七分五厘又通用を

石川長次郎 訳

○ウスリ地方の説讀第二

ホルタエンペリヤル港の周辺と力を極めて穿鑿をあし樹
林の價を精細又見定めたり千八百六十三年これを輸出つ
くる人によ賣り与る事を決せりブデイク左ノ氏の説よ據れ
ぞホルタエンペリヤル港の近辺の樹林を心を用ひて支配

されば莫大の利益ありべーと云其林の樹木を椎樹落葉松、
白樺、黄樺、黒樺、白楊、榆樹及び叢生の姿にて槲楓、秦皮、榆樹、菩
提樹、杉等なり其木の經年、年齢も不同にて八十歳よ
り二百廿歳までの間あり其中又へ甚大ある樹木少くべ
十分強健よりて圍三尺高き七丈乃至八丈ある者屢々これ有
りホルタエンペリヤル港の地形を船の入津荷積、荷卸等
をあらゆ悉く便利あり形を具つて其湾をクリストスカ
ヤコンスタンティノスカヤ及び沙洲港此三港より威了且イ
ルギシ及びバラタと名くる二小港も亦これ又屬此小港
え先年二艘の船碇泊して冬を越へし所あり。

ホルタエンペリヤル港とコイトとの間の地方又在る林又
を黒竜江口又在る者と同一樹木も雜生せり但其冬時落
葉なる樹木ハ黒竜江口より多く且美麗あり此地方ハ尚
混沌の称を与ふベ一其故ハオロチヨニと名くる遊牧人種
只四十族を極マシテ其のみあれバあり其人を犬と共に只
漁と獵を以て生活を

混沌の原語を處女あり辞書又處女山處女林處女野をい
キケ開墾せざるを云と注せり又未だ戰又用ひざる劍を
處女劍と云ひ天生純粹又一精鍊を経ざる硫黃又處女
硫黃の名有り推て其字義を知スベ

魯西並人の黒竜江又到り一時ヤアハ人口甚少にて只河
辺并々商客往来の路傍又僅の住民リトの多方今又於て
民人の最多き部を南方マレソサントルガ湾のクニチユニ
マリ次モ黒竜江口及び其律渡の處次モウスリの谷ありゴ
ラド人爰又住を次ハ支那の植民其數少クれども此地方の
海岸并々内部又散在を然ミド此廣漠ある國土地面の積
大凡二十七萬二千箇平方キルストナリて男女一萬人又滿
カジ

青眼居士曰黒竜江辺の地理方今我國人の為ニ之を縷説
キルも急務又非ニ似テ然ニモヤノワニ氏嚮又亞細

亞の地図を訳して刊行し今亦自ら此図を写し記録を添て新聞紙局より寄贈する者蓋し深意有りて寓する如く試み之を猜するる魯西亞人の蝦夷地方より既久然る近來亞墨利加の旧領地を活却し専ら文那朝鮮の北境を開拓を其志遠大ある事殆ど測可らずに彼若し黒竜江辺より南進して朝鮮を蚕食するも至らば日本の北部亦唇亡齒寒の患を免ふべからず詩々云ぞや兄弟闕外禦其侮と今我国内穏静あらば動もされば全国兵革の厄難くんとく若し国内変あらば万民其業を營み其生を保つよ違ひば況や邊境の事よりてをやされば日

本内地の争乱を彼の餓く事あき国人の流涎する所にて即ちモノワソ氏の暗々憂うる所あらべ居士の最深く嘆惜憂懼する所あり

○或ル一諸侯歎願書

正月九日十日私名代家来の者召出 以書付を以て徳川□□ 朝敵の罪を依りて追討シテ 仰付り万各藩陪臣吏卒シテ至るまで方向を定めし相并み 大号令に趣意相心得國力相應の人数差出し以相可仕旨を仰渡誠以て驚愕畏縮の至る奉存は就てハ速々奉 勅從事可仕の處 中朝よ

り郡縣の制度公為在以つ共 皇國自然の体裁を封建世
禄又有之鎌倉霸府の時將軍家臣の名目を相立陪臣陪く臣
の分隨て相定り時移り物換り慶長元和以来今日までの形
勢を成し居以僕にて凡普天之下率土之濱尊卑貴賤不為
王臣者一人も無之以つ共封國領邑其治内の士民各其主
其君又忠勤以ちぐ則 朝廷の服事の道又可有座と奉存
以私侯□□家臣又以へば一意よ徳川家を翼奉し 朝廷の
忠勤仕度素志よ有之元來一途同路にて更よ方を異と向
をニよちぐき所無之追々□□恭順の效相立以ちぐ 寛典
の由處置只管歎願哀訴仕度心底又座又人數差出以僕

も外 用筋よひちぐ何程よも出精相勤可申以へ共徳川
征討よ付でり 由沙汰にて下恐臣子を以て君父を擊り
訣よ有之人の大倫天地の大經是よ於て乎相悖り昔時源義
朝 勅命不得止とハ申あぐ父為義を擊以も同様の筋義
朝の逆名千載難遁 勅命よかうせられ以ても亦三綱相欠
法度の 由失体を終古難よ為免實よ私一身の進退難渋の
みよ無由座 朝廷の由為よ深く由惜み申上何分奉 勅從
事難仕以陪隸微臣の身を以て直諫仕以僕餘り恐入敢て言
上仕兼以へ共臣子の身進退難渋仕以段幾重とも性情の忍
ひ兼以處よ由座以何卒 由憫察 由宥恕の僕奉願上以右

願の趣意いに採用まんゆうは下置しもおきへぞ獨私一家の幸福こうふくとも無な之
世道人心を千歳の下しも維持いぢ仕今日朝廷の内うち闕失くつちゆをも聊ま
奉補ぶぎゅうは俟まて冥加至極難有めいがじごくなん有あ仕合奉存むかわせんは乍去さよ頑愚固陋遂くわいこくろうも
逆鱗ぎゃくりんを奉犯むかはんは次才其罪そのざい萬死難遁まんしだん罔下まほくわ又拜伏まふく一斧鉄いっほく鐵の
誅謹ちよで可奉待むかは旨申付しめふ以重臣此段哀痛奉鑿まこと願ねがひに誠恐誠惶頓

首謹言

慶應四戊辰年二月

中外新聞第十六号

慶應四年四月廿三日

四月十五日 上様じょうやうは道中滞とどかりあく水戸表いとひょうへ 附着弘文亭
へ往むかり入り趣彼地そのちより而来くわる
東久世殿并肥前侯横濱よこまへ來着くわの由同所とうしょより報告がほりテ徵士
寺島陶藏井閔齋右工門等とうざうも來り一由
十六日頃よきみ結城小山くつきこやまの辺へんよ戰爭せんそうなり一由つて種たねこの報告がほあ
り十八日十九日江戸在苗まほの官軍追お野州のしゆへ發向はつこうを其詳そがう
る事ことハ未相からば

○夫婦同寝多少の限りの話 唐通居士 訳

原本西洋情史の一章を抄出を

一夫よして數婦を娶るは天理より背き家道より害けりと
て西洋にてハ古よりこれを戒るを善き教とせりされと動
もそれば此戒を犯す者多くされば古來賢人これを憂へ
種々の教を立て竟より夫婦同寝の數を少く定めりと至ま
り。モセスと云ふ人を古の大賢者と仰ぐる程の人あれ
其教の時の習わしより從ひて立られ一故にや強ちより妻を
置く事を禁ぜられモ出埃及記の廿二章よりとくに妻を置く

共本妻の衣食及び同寝の數を之を減じ可りうべどと説うれ
すり其他モセスの掟の中より學問の為あれば三十日まで
妻より遠ざかるも苦しうべど職業の為あれば七日を限とす
壯年よりして職業より差支あられば毎夜同寝するも妨あらず假
令差支ひるも七日の間より兩度を少く可うべど一駱駝牽へ
三十日の間より一度船頭ハ六ヶ月より一度を少きの限とす又
妻若一夫の同寝をいあすが其夫七日目毎々妻の資財を取
上げ資財尽るより至らば離縁状を遣ちくべと云ふ。其
後ラビン人少しく此掟を改め學問の為あれば二三年の間
を妻より遠ざかるも苦しうべど然とく可成文七日の間より

兩度づとも同寝する様又心掛くべーと云へり。希臘國のソロニと云人も亦古の大賢あり。アテ子の法令を定め一時も毎月必ず本妻と同寝すると書載せらる。曰く教の国より後世ノレ猶此風俗残り妻と同寝するを夫の勤と一妻より之を催促する事殆も債をもつてよ異あらず。是其國も七日毎も一度づく同寝を欠くべからず。若之を欠く時ハ妻これを裁判所又訴へ離縁状を求むるの權。リロニとリモジリと依てナラベー。以上諸賢人の教ハ小異同う。と雖も皆夫の本妻を疎みて同寝の數の足らざるを戒あるのみ。ナリ。嘗て其數の過るを戒めナリ。其後

數百年を経て初めて其一例を得一ハ殊々驚くべき事也。いもん所も今のは西班牙國の地も中古の世アラゴンと云ひ一国より其國の何より云ひ。女王在世の時あり。カタロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寝の多きが訴へ祭日と雖も十度より少き事はレバと歎きられば女王を之を憐み玉ひ速く其夫を召して痛く呵責。今より後一日六度も過く可らずと戒め玉ひ且後世の従あればとて此事を普く國中も布告。玉り。后来好事の輩此等の話を傳つてリロニが一月も一度と定め。を少きの限と。カタロニーの民婦が一日も六度を請合ひ。を多まれ限とも。事とありぬ

尚記事長々れば他日續きて訳出をぐ一

○暮春書感

作者不詳

三百年來霸氣雄、豈知時運轉西東。如今命脈君看取、只在西郎

方寸中

郎一作郷

失題

何事諸公爭桂冠、鶴鵠無復一枝安。朝々濺盡孤臣淚、滿地落花

風雨寒。

○京師古觸書二通

紀伊中納言

有馬中務大輔
奥平大膳大夫

小笠原豊千代丸

溝口誠之進

伊達伊与守

大總督不日着付入城ノル可相成付てハ閏東山取締尚奥
羽等速モ平定ニ至リ以松指揮可有之シム付早々出發東向
仰付ニ事

但着府の上直松大總督へ可届出レ滯陣中ハ不及申途中
等擲て嚴肅ニ致レ不覺悟無之松可心得事
今般已ヨハ親征古出輦遊海軍古覽の上閏東時機
又依リ直松輦輿を東山道へ可ム為向思召シム右ハ先般

處々於て賊臣官軍を抗し尽く擊破又及ぶと雖も未だ
餘黨彼是屯在致居に裁より相間へりよ付萬民艱苦の程甚
歎思召は條大總督指揮の上を速々遂忠戰四海平定奉安
宸襟に沙汰の事

三月

○京都内觸書二通の写

銅錢の儀當時各国相場に斟酌の上自今一文を以て鏗六文
又通用候仰付之事

右を是まで其位當を得ざるを以て動もされば奸商共異邦
へ輸出リ一以儀も有之依之速々海内へ布告候仰付

事

三月

○

横濱ドルの相場五七日來又少しく上りする方あり一ドル
又付四十四外八分五厘より四十五外
錢相場日々下落近日よ至て最も甚一今日天保錢金一兩よ
付十メ九百三十二文 文久錢ハ十四メ二百文

○髪切の怪談

新聞社友元來奇怪の説を信ぜび然れども左の奇事を目撃

せりとソよ人の有るよ任せて附錄一以て博学君子の定論
を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所にて一人髪を切られゝる者有
り夜半の頃寝所より起きて廁（如）より何物とも知らず眞
黒ある物突然と來りて頭（如）又突當（如）よと覺ゆらずや否や卒倒
して人事を知らず此物音（如）驚きて人々集り介抱せりうば
頓て正体（如）成り然（如）髪（如）落ちて二三間も離（如）する地
上（如）在り其真黒ある物ハ猫（如）の如くよと黒き事恥（如）も天驚
絨（如）の如くありとぞ

中外新聞第十七号

慶應四年四月廿五日

総督よりの由達書写

軍艦の侵度（如）相達（如）通一事不举（如）バ恭順（如）の道（如）悉く瓦
解（如）可及時機（如）而（如）防處置振（如）一結局の奏聞（如）不（如）為調
次第（如）勿論兵艦銃器（如）必兵力を以て天朝（如）不相逼（如）實
効（如）表（如）以訖（如）以処軍艦奉行権本和泉主家（如）思ふ至情感
心の事（如）間願意相貫（如）私（如）尽力可成降（如）就て（如）直
れ四艦（如）其役（如）下（如）付其餘四艦急速（如）朝廷（如）可差上私
大總督官（如）沙汰（如）條此段相達（如）事

四月

東海道先鋒 捻督 印

副將 印

田安中納言殿

石川河内守

佐久間鑄五郎

右の者當分市中取締の儀ヤ付以間嚴重モ忠効可有之旨
大總督宮内沙汰以條相達之事

四月

東海道鎮撫總督府

田安中納言殿

○重板論

唐通居士

夫と智識を開き風俗を励す人の道ハ學問を盛ムキリより
善きいあー而して再び其源を推バ全く新書籍の著述ニラ
リ是を以て世界中文明の邦々とて極めて著述のことと
重んド之を鼓舞せんゲ為ニ主とて其重板を禁ギルアリ
蓋一重板の禁られバ新書出賣の利悉く著者ニ帰シベ一而
して官より著者を褒賞する所以并ニ著者の益多く著述一
て國恩ニ報ギル所以皆此中ニ存セリアリ
居士嘗て西籍を訳して褒功院説を著せり近日校正一
て西洋雜誌卷四ニ載シベ

我邦は於ても旧来重板の禁甚と嚴あり一ヶ近頃其法破くされと見えて重板の事あり。ト第十二号又報告たり予かもへらく此事果して實あらば世道又開く事鮮うべ今より以後新著の利尽く姦商又帰し著述者の損失殊々甚く業を破り産を失ふハ勿論假令世を憂へ國を思ふの志深き者行りとも微力よほ損失の補まつをあへ事能めいハさる時ときに著述を企つる事叶ハざるよ至らん是と實又智識を關き風俗を励す人の本意又非まれ方今百度一新一夫も其所を得ざる者あきり聖世又在て只此一事頗るまことに闕典又属するよ似おなじ最以て惜むべく歎き事あれど我公私くわいの為ため

一應これを論弁せざるを得ば

戊辰四月

東久世前少將此度中將さち昇進せらる。

四月廿日神奈川奉行水野若狭守同並依田伊勢守 朝命と君命とを奉一段かたく應接濟の上横濱港を東久世殿と肥前侍従とよ引渡し翌廿一日帰府し組頭調役亦られよ從て江戸よ歸る定役以下小吏ハ其役同處より召仕立ちし苦くるよ決せり但し其内勤を辞して江戸えどに來り者ものなり

○四月十八日出板横濱新聞の訳

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の摸様よ依りて江戸へも海路より官軍来りべーとリふ會津ハ国内の士民よ布告して曰此度の勅諭を全く天子の真意より出づるゝをハあく薩長の意よ成まる者あり若一実よ罪なりて 御門の譴責を蒙るあしく 仮前よ於て切服一其罪を謝をぐーと雖も実よ然らざる事明白あり故よ死を以て國よ殉ー飽まで敵と戦ふべーと

日本よ於て大名の此の如き事を家來よ觸と示に事へ屢より是れ人心を激動固結せむるの葉あり曾て 先將軍の

長州を伐ちー時長州ヨリも右の如き趣を布告ーと 王命
よ抗ー

會津の国論ハ一定せりや否や之を知る事能ひ若一會津の國論が裂いて因循をあくあくバ南方諸侯大よ力を得るありべー

英國の軍船追々横濱を發して五月十五日即ち日本四月廿三日まで大坂港へ集まると布告せられより依て軍艦ロド子イも今日オセアーンも明日此地を發一サラミスも續きテバークス君を載せて此港を發をぐー

オセアーンも鉄張の蒸気フリゲートよしと四千トン

積一千馬力にて大砲廿四位の大軍船あり

但一此度の命令ハ平穏の事あり是れ英國使節と一々上京

一朝廷へ拜礼を行ふが為あり

オルハンと名くる蒸氣船一艘京都へ賣れり價洋銀五萬
ドル此内一万五千ドルを正金其餘を銅にて拂済ミリ

成澤甚平訳

○

越後よりの書状は外国人新潟より會津より趣をや越
ノアリ傳習の為ありや外の用事ありやハ未詳うあ

中外新聞追々盛よ行されは付尚来る閏四月より大抵一
ヶ月十冊つゝ出板リシベキ

何又よらしく珍しき新聞或も訳文を送り疑られは入へ製
本を呈し尚又相當の謝儀差出一可申事

新聞中へ植込吳は松賴込有之はつぞ一行よ付金一朱の出
銀にて書き加へ可申事

但一其事柄の取捨を撰者の意よ任せ可申は間此段兼
て以断りや置之事

此小本中外新聞ハ遠国へ送りは為り合券よリ一賣出一
い事

中外新聞ヨリ洩るる異聞を集め社中にて外編を撰び近日發
兎も角べく事

右の外中外新聞別板無之シ万一千偽板等有之シも少體ある
證拠を以て申知らセ可仕下シ厚く謝儀差出可申事

四月

中外新聞第十八号 慶應四年四月廿七日

横濱在留外国人の書状抄訳

新泻より報告シテ北方諸藩の様子を聊々聞く事を得シ
即ち左の如ク

北方諸侯ハ 勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領
地又入る事を許ス

溝口侯の兵五百人許京都又発向を北兵を溝口侯よ逼りて
何故又南黨よ属モシや若し北党の先鋒よ加モリする所於
てを城地を奪ひ取リべき由手強き掛け合シテ一うち溝口よ

り莫大の償金を出しき和を乞ひする由
北都の兵を越後の高田に到り是より信州々趣くべき由の
知らせり

吾等の思ふ所にてハ北方諸侯の勢益强大とあり遂に進て
京洛の地を争ふよ至るべし

○東山道總督府より諸藩へ公達の写

大政は一新の折柄未と は政事向不行届を幸として無賴
の悪徒共愚民を欺き徒党を結び恐多くも 官軍の内命或
も薩長よりヤ付られは捕と偽り唱へ無辜の富家へ押入り

強談難問をす掛加之放火ソシテ日く乱妨相募り生民全く
塗炭よりは段總督府かへても深く心憂慮シ為遊一日も
難捨置依之信州一国の賊徒鎮撫向當国列藩へシ 仰付
間各藩才合夫て待場を定め人數差出し置賊徒の乱妨を防
き惡徒を召捕諸藩脱走人或ハ無宿者まで至ても速く其藩又
於て死刑より處すべくは尤百姓よりと雖も徒党も頭立ヒ向
ハ平日の行状正邪を糺し夫て可致處置ハ元來無賴の惡徒
共徒党を結び蜂起ソシテ以儀よりハ大義條理を以て鎮
定し以儀一朝一夕も不可行者又以間 勅命の旨す達し兵
威を以て鎮撫可仕レ但一年貢諸運上總てハ收納向の儀ハ

近くは確定の上沙汰可有之に間それ迄の所只管鎮撫民政又心を用ひ萬民其業又安一以松精可致尽力旨更仰出されば此段相達也

辰四月

東山道總督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平　述

江戸ハ元来日本國中諸大名輒湊の地あり一時勢一変今復昔の如くあらず且遠うらざる内々外國人も居留モ

事又成べれハ後年の盛衰ハ姑く差置き眼前此役又立ち行き難き姿あり然れど先づ急々改革の良法を行そぞ可うべ叔其改革の趣意ハ第一江戸中の智恵と力を集め肝要としてこれを集むるの法も總代會議の法を設くよし今試々其法を論せば先江戸市中を廿組程又分ち各組の中にて地面持主より相集り入札の法にて誠實才能ひる者二人を撰ニ是を組中の總代とて奉行所より出立べ一左されば奉行所より江戸中組より出る總代人凡そ四五十人も集まれば一大席を設けて集會せむベ一是と即ち總代會議所あり次々會議の法をべて奉行

の存意こころとも總代人の中より立たつ事こととも又を市
中の者より立たつ事ことても一應おもね必ず奉行の手より總代會
議ぎ渡わたして其評議ひやうぎを掛け一紗承うけい知しの趣評決連印きひやうけんいんの上うへ非
ざれば之を市中いちちゆうに施ほど一行ひとあづくと且何事こととも會議ぎ
可べ然ぜんと評決ひやうせせ先例せんれいあき事ことても之を行ふべー又然
くとく止とどくと評決ひやうせせはくとく旧來きゅうらいの仕来しうりと雖ま直ただ之
を廢止はいとく是これと其要領よりようり猶總体ようそうたいの心得じ心得方ほうを言いへそ抑
此總代そうだいを江戸えど中ちゆうより撰かうし出だされさる者ものあるが故ゆゑ銘めいくくも驚おどろくと其
中の智惠ちゑをを出だししる者ものあるが故ゆゑ銘めいくくも驚おどろくと其
理合りあを合點あて假初はじも一己ひとりの私心わたくしを挿はすに一図ず江戸えど中ちゆう

一紗の為ためを思おもひ假令まことにハ同船とも風波ふうぱの難なんよ逢まつく時の如
く相和あわせ一相助いながきけて何事ことをを取纏とりまつり成就じょうじゅせせむを主おもとを
べべ一且夫まことに江戸えど中ちゆう廣ひろ一と雖ま細ほそくく吟味ぎんみをれば誰だぞの地
よ非まざるまああ一又地面じさんの主おもなる者もの已まれれば地面じさんを大切だいせきよ思おもふ心こころを以もつて總代そうだいを撰かう出だ
一其總代そうだい打寄うちよて評議ひやう決着けつせきせせバ自然じぜんよ江戸えど中ちゆうを大切だいせきよ思おもふ
心こころを生うむるう至いたト是これ是これ實じつよ總代會議そうだいぎの妙處みょうじょよ一て始はじ
ど筆舌ひしきよも尽つく一難ひがいき眞味まみあり方かた今いま交こう易ぎ商しょう會かい蒸氣じゆき用よう法ほう製せい鍛たん
局きょく紙し獎じょう法ほう其他ほか總そう江戸えど市いち中ちゆうを富とべく良法りょうほう極きわめて多おほ一
と雖まよも先まへ右江戸えど中ちゆうを大切だいせきよ思おもふ心こころを一纏ひとまつめよ一て後あと

又非身手を附け難一故又我先づ會議法の大略を述べて
以て其端を發をと云

追加本文總代よ撰^{さく}まゝ、者ハ人オを第一と一地面を
持^もム者^もても苦^{くる}ゝあド勤役ハ凡四年を限り
と一交代^{かわ}一且勤役中ハ相應の格式と俸金とを
与^ふベ一む俸金ハ地主中より之を出^だべ一猶論を
べき事多くうりと雖^い且錄^る又暇^{ひま}市中有志の諸
賢^{けん}尚其詳^{ふり}を問^うんと欲せバ板元^{ばんげん}よ^うりて我家よ來
り訪^{たず}ふべ一

○
佛蘭西在苗の友人より書翰を得^うて彼地見聞の事を記し
且公子民部大輔殿のほ旅館の図をも寄贈す故よ^うづ此図
を刊行す

○
西洋医家必用の薬品ヂキタリス、ヒヨス、ナルヒヤ、カミルレ
マヨラン亜麻アルセム、メリッサの類追^お傳來^{たんらい}し當今よ至り
ても外舶を待^{まつ}て其用^よい^うじ^う其他花草菜蔬等も
次第よ船來多一吾去冬佛蘭西より帰帆の時も亦種^{めぐら}く草木
の種子根塊を携^おへ來^る其内よサフラン、コルレクム、アルタ

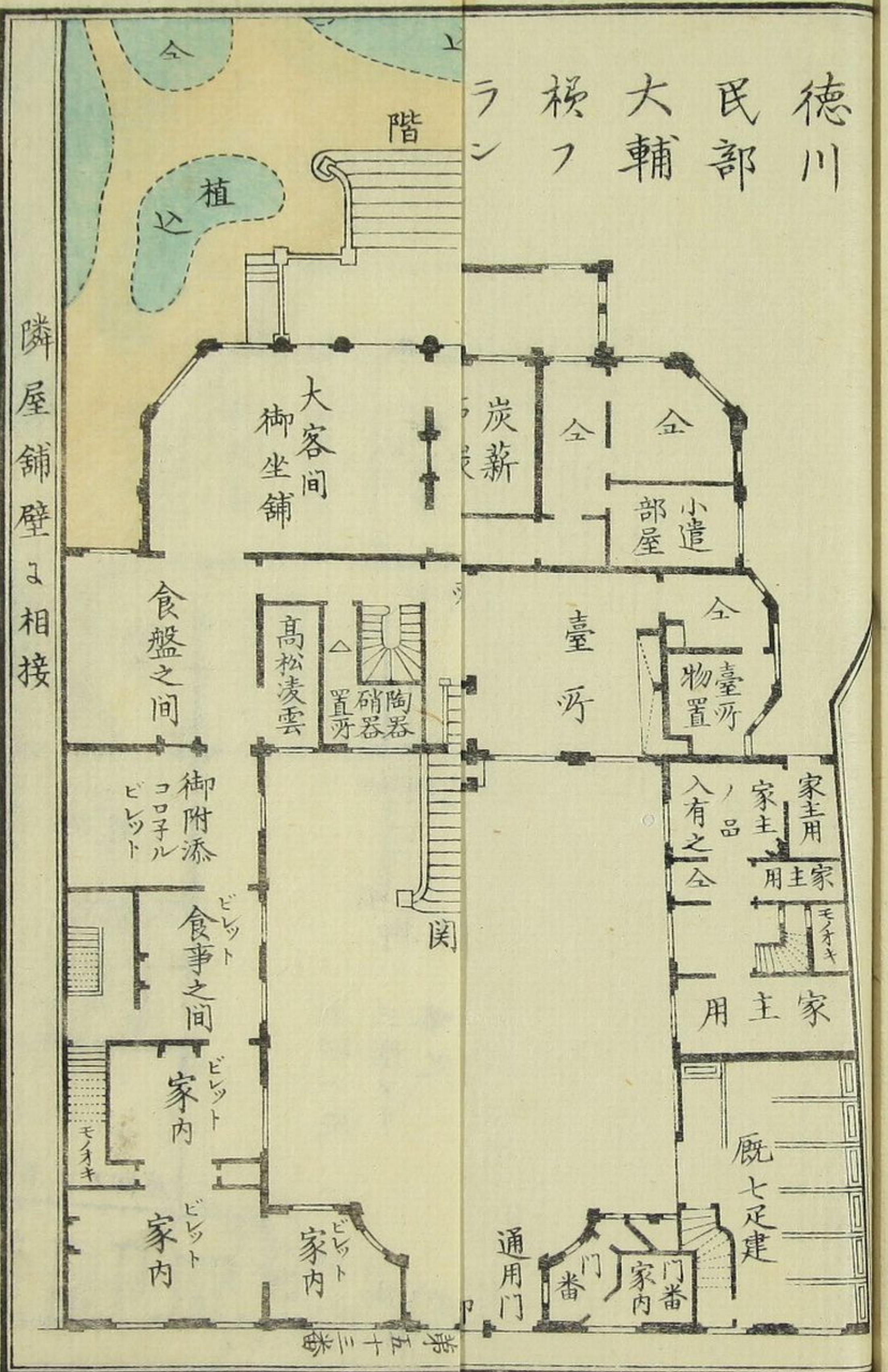
アセニアユイン、イリスフロレンニア大ラヘシデル、カル空イ等なり此等次第繁殖せも後來一個の國益とも成るべし

又革葉も方今も許多の葉を結ぶ至り此物世間又流布するより至らば亦一種の物産を増補ととづくべし

革葉元和產あり西洋名アブル俗称才ホリンゴと云ふ林檎の屬として實大且甜美あり

砂糖を只甘蔗より製するのをあらば西洋にてハ萊菜の根よりも採り又枫の樹よりも之を採るいもゆう捧砂糖と云者を皆萊菜より製する者あり

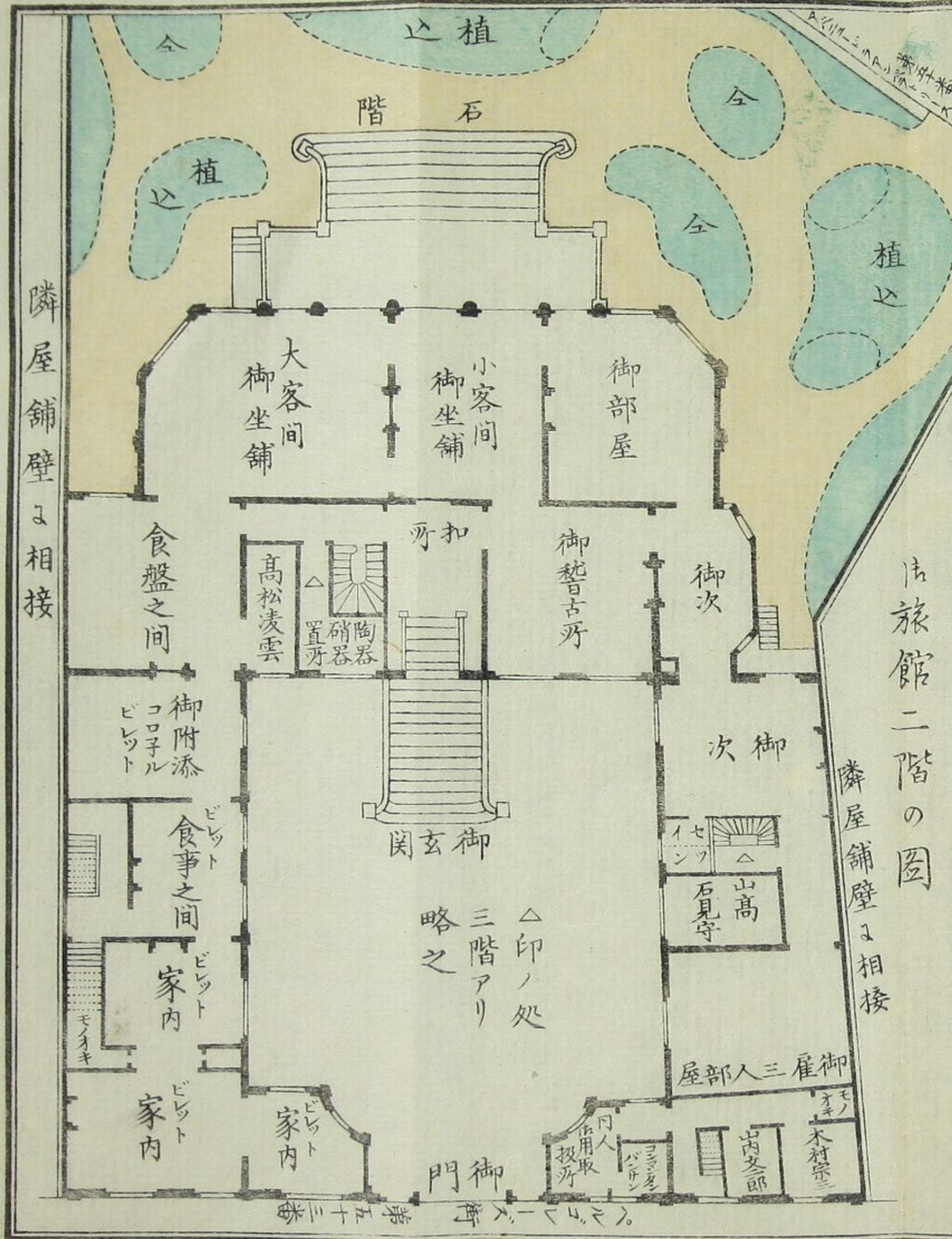
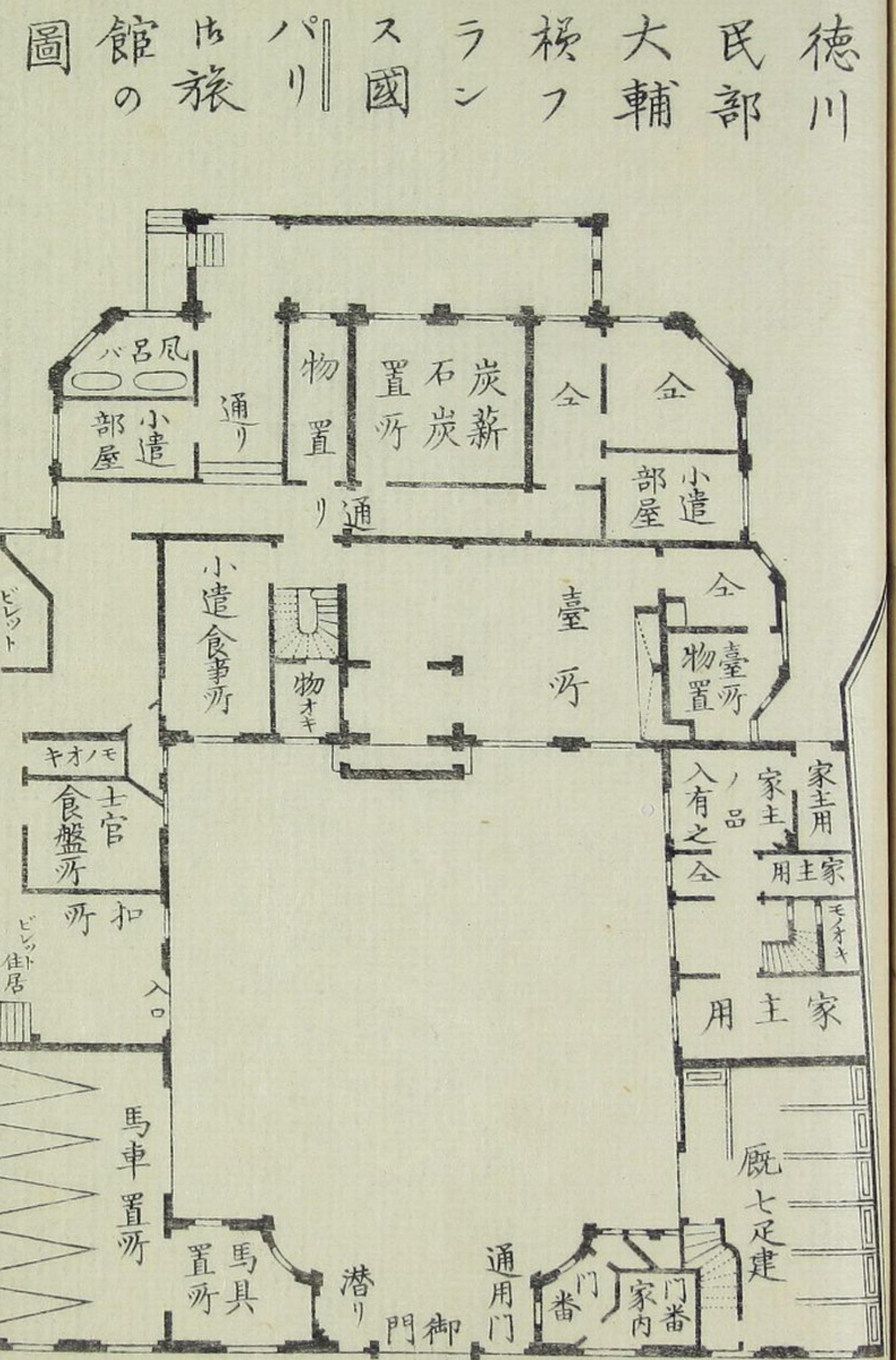
田中芳男 記



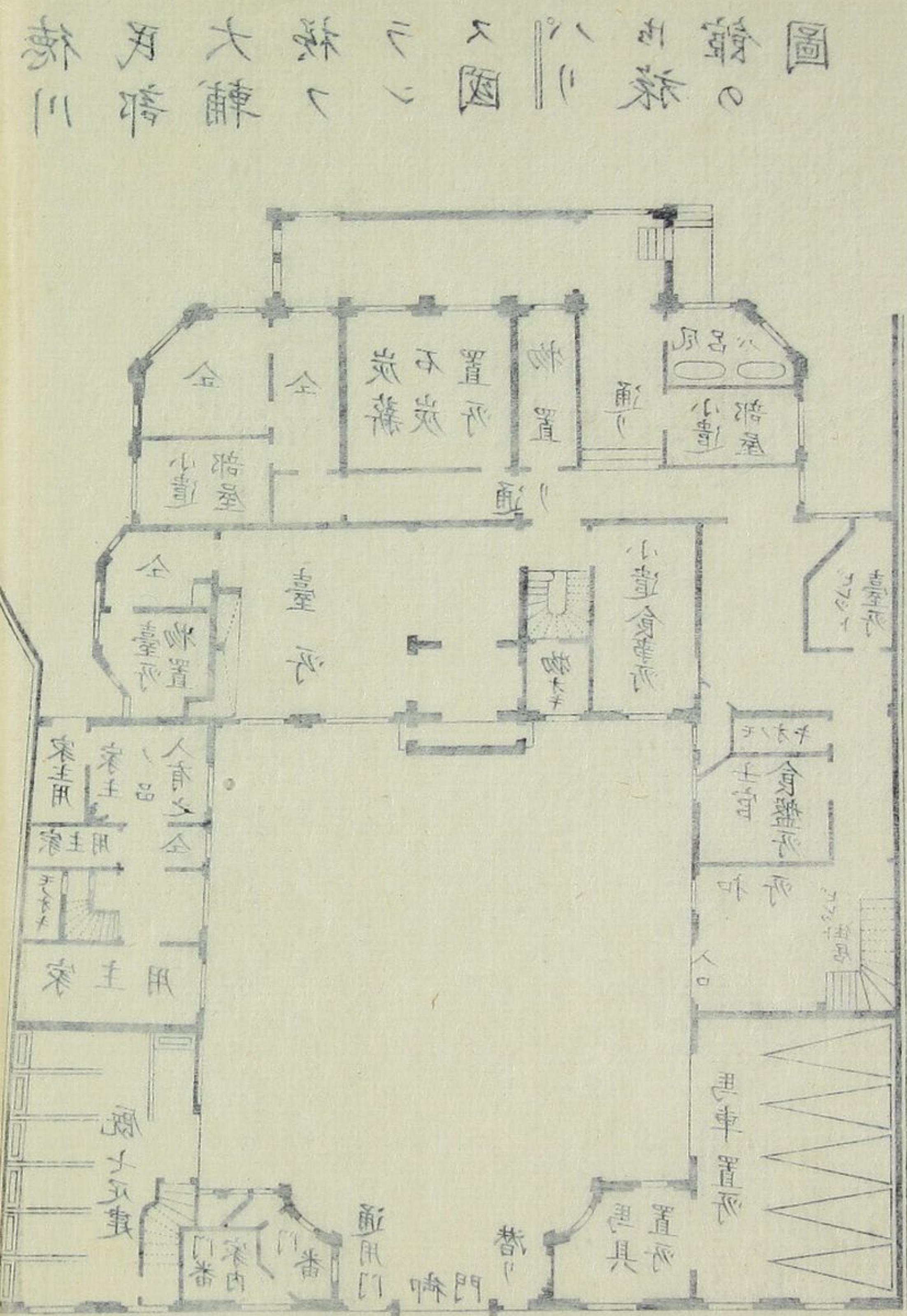
檜の属よりて実大且甜美あり

砂糖を只甘蔗より製するのみあらず西洋にてハ薹菜の根
どうも採り又枫の樹よりも之を採るいそゆ。棒砂糖と云
者を皆薹菜より製してくる者あり。

田中芳男 記



圖



中外新聞第十九号

慶應四年四月廿九日

四月廿三日出板横濱新聞の訳

今月廿一日東久世中將横濱港を受取りより成り運上所の役人半分を江戸へ帰り半を留まり居る事と成り故にうちまゝ差支も無れども通詞一人も居合せば差當り色ゝ差支の松子又見えた

八九日前勝安房守江戸より來り英人と應接行ふ其事柄を知らば

今日サラミス船此地を出帆一兵庫へ往くベイ英國公使

パークス君此船より乗ト京都又到り 天子又謂て事を譏
ちるが為あり

江戸及び近在此有祇にて戦争もあく穏々引渡し未成る
らば各国公使弥新政府を日本全国の領主と認ム諸事共々
相談シテ助かるべし然れども北方諸侯ノリ何人又て
先將軍の為ニ兵を起し南方諸侯と戦ふ者有りて日本又
尚大君うる事明クあり間を各国公使矢張是までの通局外
中立の法を守り決して手出しを成さじよべ

兵庫トロの書翰又大坂兵庫共ニ万事誠ニ平穏あり帶刀の
者も多く居苗モ然れども外国人へ對してハソラとも叮嚀

ある事にて更ニ心配の事アリ是を以て考れば新政府の役
人の餘程閑けようと見えアリ前の政府の家臣又ハ此の如
き人ハ甚ざ稀ニこれナリトのみ

日本商人ハ臆病トテ代呂物の仕込をあく事甚少一故ニ當
地の交易甚微ヒトニテ寂寥アリ恰モ野陣の光景ニ似て更
ニ交易場の景色ニシテ云フ

横濱今時輸出貨物の直段左の如一

生糸前橋極上の品十六貫タ付八百六十ドルより九百ド
ル次モ八百ドルより八百四十ドル並ハ六百四十ドルよ
リ七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル迄色いろく不同甲州極上品あり並にて六百五十ドルより七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次え六百四十ドル位並も四百五十ドルより五百五十ドル茶極上品十六貫匁クダリ付三十四ドルより三十六ドル最上三十一ドルより三十三ドル其次色いろ不同並の最下直ある所より十六ドル位

烟草たばこ一一番口十六ノ目メ付十四ドル二番モ十ドルより十二ドル三番モ七ドルより十七ドル蠟ハチ十六メ目メ付十六ドルより十九ドル人參スギン五十斤キ又付一ドル半より四ドル二分半ハーフまで

菜種ナシ十六ノ目メ付三ドル九分より四ドル
菜種油ナシオ十六ノ目メ付八ドル九分より十ドル
樟腦カツラノ十六ノ目メ付廿二ドルより四十四匁クダリ一分あり
輸入物價ムダガ又次号マサニ訳出アラタツを以マサニ

○日本民口の多少を論ぜ

是も横濱在留洋客某の説あり偶其手記の稿本こうほんを得て之を抄コピ也

青眼外史 訳

西洋の地學書より日本の民口を總計する說いづまも同ド
らば或も一千万有餘と云ひ或も一千五百万或は二千五百
万或は四五千万とづ然るゝ我日本より住む事既に
數年日本人も遇ひて屢々これを質問するゝ一人も體よ其答
をあく者あり然れど諸書より言ふ所を固り傳聞の依り記し
くる者ありが故ゆゑ大ある差ひけるあり併しあく日
本の國凡何事も隠秘して實事を外国人より告げざる習え
ある故に民口の真數も隠れて知らせざるゝやと思ひて種
く探索せしゞ全く民口の體ある數を政府の役人よりも知
らざる事と見えて左されば人別改めの法の粗ある故に

民口の數正しく知る難きあらん歐羅巴洲就中文明開化の
邦よ於ても殊更民口の數を改むるゝ其規則にて本洲を
離とする藩属の地方まで明細よ謝ざる事あり夫故年々
人民増殖の数も慥々相称し事衆人の知る所の如く日本よ
ても往古より王朝にて國の人に別を細く改められ一事
よや古史を按するゝ往く全國の戸口を吟味し其内より兵
士を取り事明りあり紀元六百八十九年より天下の民口を
計り男子の四分之一を兵丁より充てし由を記し又九百八十八
年より全国の人夫八十八万三千二百廿八人なり由を記
せり却て今日よりて民口の多少詳あらず然れども吾が

考る所にてハ四五千万とソホモ固より誇大の談あリべ
く大抵一千五六百万といふ者其实を得るよ近うラバ一其
證據を言ふド吾ダ英吉利の大きさと日本并ニ四国九州と合
せテ大さと其里方積を比較ちれば大抵日本へ英國の一
倍よりする英國を戸口の稠密ある事殆歐羅巴の冠ナリ且
国土トヨ開けて不毛の地アリ而して人口二千七百万有餘
ナリ若し日本の人烟稠密あり事英國と均ナリラを五
千万を過ぐと云ふも適當アリベ一然ナヨ吾日本の周圍を
航行一港の様子を一覽一富士山を初め諸山又登りて山
麓の地を望み見一ム不毛未墾の地甚ど多一英國にてハ倫

敷を雕る事數十里の僻邑と雖も民戸を尚櫛比を日本を
江戸を距る事僅ニ五七里ナリテ既ニ廣漠の野有リテ僅ニ
星散の人家を見るのみ是よりて推考されバ全国の人口
吾が英國トヨ少きともトヨリの事ナリ假令多くも二千万
又過ぐ一且又六七年来生糸の輸出盛んニ日本產
物中の隨一ナリ然る年々直段高く成り行くのみナリ出
高ハ一向増し事あリ其生糸の出る地ハ甲州信州奥州越前
あドリテソヅモ不毛の地多き國あり勿論日本人ハ例の
亜細亞風にて旧來の仕来りのみを守り新ニ土地を開き產
物を殖セ事あド好まぬ風俗あれども現在莫大の利益ナ

る生糸いとより仕入いりをもくる者の少すくなが以て考ふとば是亦思
ひの外民口の少すくなき一證ひとあてあらん歟

中外新聞第二十号

慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オ、フルランドメイルと名くる新聞紙の訳

今般政度せうど一新いろしんを計りて、御門ごもんを古昔こきよの帝王ていわうの權けん又復ゆふ、
將軍しょうぐんの政權せいせんを止とむるの大改革おほくわい追おく抄取しやうとりべき様子ようしょ又見み、
嚮むか又また勅諭てつゆの趣おもを、前將軍慶喜公けいきこうへ達たつせられ、其事首しゆ
尾びよく奉命けいめい行ゆりて、公自じら鎮靜ちんぜいの為ため、尽力少じんりょくすくなあつべ
且また今月十二日江戸えどを發は、其父君ちふくみやの住居じゆきょせざられ、水戸みとと
ソノ地じへ退隱たいひん、其情实憐じきじつれんむ可こ、即日そくじよ勅

使へ引渡しよ成り當港の事務も亦官軍へ引渡しよ成り
り即ち此神奈川港を受取りよ來り一新ニストルを東久
世中将井又肥前侍従あり但一肥前侯も九州の大名東久世
も元来公家より少將の官あり一ゲ此度當地出張付て
中將又昇進をと云ふ

會津を日本中第一の強藩あり只地形の峻岨あるのみあらず
其人飽くまで強勇よりて死を怖とぞ南方の諸侯必ず之
を代りんと欲せば數万の人を損ト數月の久しきを経て成功
を期一難うごと如くばたくうひを休めて和平を謀るよ
會津侯も恭順を尽して勅使を迎へ歎願して曰近畿も於

けろ発砲を全く士卒の過失あり併しあづら朝廷も對
奉りは儀より更に無之ルとより叛逆あづく云ふ事少
も覺られあき旨明白よ申披き有りケバ 勅使も大々見
込違ひよと歸洛行リと云ふ

○タイムスと名くる新聞の訳

日本は於て山門と云ふ称号も偏よ人の畏服するものと
見えり且國人の信仰もや恰も神佛の如くあり現在幼
年の君を擁して天下の命令を下すもの勢なり
此君も動くざる威權を有へ其扶助をあく国内の為よ静
謐一致をもつて我等よ於ても望まき事あり嘗て日本

の隣國あり支那又於ても此の如き處々成功を奏せり日本
日來の如く只一人のみ利を専らよしと天下と利を共ニせ
ざる仕法を我英國の如き貿易を好む國民の甘せざる所あ
リ

渡部一郎 訳

○四月廿九日函觸書

上様水戸表へ之為入山謹慎在遊に付跡を慕ひに機嫌
伺等より罷越まつりやく者も有之哉は相因えひ事情尤の儀より以へ
共正法を侵さかうし罷越まつりやくして在山謹慎中却ては爲めにも不相成
れ間心得違ひの者無之私精く申諭万一千にて罷越まつりやく者これ

行ふよ於てハ急度相達きゆうどしに品しなも可べ有あ之いに条兼て可べ渡わたすに渡わた
置おき之事

○四月

朝廷へ左の四艦獻貢相濟じやく
富士山 翔鶴 觀光 朝陽

右の外 開陽 回天 蟒龍 千代田を其役わざ下げ之
○四月廿六日林玖十郎内使とて京都へ出立を今月十日
頃ときを帰着ききゆを乞由

右公用の趣きハ寛典かんてん以振合ひづあを 大總督府より京都へ内伺うちそ

相成り由

○横濱別段新報の訳

此節日本國中の騷乱より來り當港在留の或る外國人サンド
寧入島の砂糖竹植附を渡世と致しに者と約定し日本人三百
餘人を三ヶ年の年期にて雇ひ切り砂糖竹植附刈込等より
使役をうるが為彼地へ差送より

或云給銀一ヶ月五ドルづくにて期限五年ありと
期限給銀等ハ同ドからゞと雖もいをゆる黒奴賣買の所業
よ等一き事にて此の如き所業ハ萬國の法例より且無辜
の日本人狡黠の外國人よ欺ケれ利益ハ悉く彼よ奪られ憐

むべ一日本人も酷熱の氣候と辛勞煩苦よ堪へざりて疾病
よ罹るのみあらず万一如何程惨酷の所置よ逢ふとも訴ふ
可き處あくゞく死をとも期限中ハ故郷へ帰るの路あく
不祭の鬼とあるよ至らん嘆惜をべきの甚一きよらうじや
方今日本全國平穏あらず政府にて此の如き事を處置し
るの暇あらずべ一然れども國亂稍治まりテバ政府にて
能く此事件を糺一之又關係せ一者よ相當の罰を吃へ後来
の患害を防ぐべきあり然らばんぞ民人の災害の少あらず
日本の大恥辱あらず

サンド寧入島近來夭死の者多く民口年々減少し故ニ是ま

で支那人を雇ひ使役せり。支那人も炎暑と驅使とよ苦
み彼地へ往く事を好まじ。夫故に此度日本人を雇ふ事を試
こゝるありべし。

黒奴賣買の事を既に禁止とあり其後英國政府と支那政府
と條約にて支那人を年期を定めて外国へ送り一事は
ども是亦禁止と成る。

○上野山内への布告書

彰義隊忠義奮發并に當山諸向に警衛又付赤心の条く
宮様に感浅うべ以来恐多くも尊体當局へ委任遊
は段に沙汰の趣覺王院より仕相達に間此段及廻達。

別紙

昨日 大總督宮様より岩井左エ門社為召今日登城の處
參謀正親町へ附逢有之北陸道總督兩卿當山へ轉軍の儀
付昨日覺王院を以て右内兩卿へ仕仰入且彰義隊長より申
上に趣逐一 大總督宮へ言上の處 由門主様思召の次第
覺王院尽力の段并に彰義隊精忠の旨委細承知に感不斜思
召は付右轉陣の儀も見合を成し段口達の事

四月廿四日

○喻言一則

唐通居士

ひう男二人の妻を持ちタリ一人ハ年ナケ一人ハ若ウリけ

りその若き女由辺の鬚鬚^{びひ}と白毛^{ホウモウ}の交もること似合^{かう}む
くらぬ願^{ねが}くを白毛^{ホウモウ}を抜^ぬまし黒毛^{クモウ}を留^るましわうぢや
と言ひされば男拔^ぬせよくり板年^{タケノツ}のりくる女のりくよ往
きけるよ女の言ひくりと妻^{めら}かく年老^{いと}いて由辺の如く若き
夫を持^もらんハ世^よも男の無きやううて人のほげけよもう
しろゆ^ア同くハ黒毛^{クモウ}を抜^ぬまし白毛^{ホウモウ}を留^るましソノ男せ
んう^アあくて又ぬうせよううかく彼方^{その}がそそへぬうれ此方^{その}
うくえぬうれ黒毛^{クモウ}を留^るましともよ無うてぞ有けるその如く君
子^こうらん者^{わざわ}兩人の機嫌^{きがん}を取^らんとて己^{おの}づ心定^{じょう}すうざれを
終^{まつ}其身^みは禍^{まことに}を得ること昔^{むか}し今^{いま}も其^こうり少^{すくな}りぞ心を

くべき事よこそ

○題あらべ

中島信敬

不^ふと^ふぞ^ぞ忍^しを忍^し岡^の忍^しび音^おをの^うり五月^よ早^はく^はてーう
う^うきつい^うちの日^ひ 目賀田守蔭

立^たてーう^う代^しう^うも更^かよ又^{また}葵^ありさ^しん月^{つき}を來^くり

小中村清矩^{紀藩}

そのうみの根^ねう^う深^{ふか}き葵^あ草^{くさ}露^{つゆ}を袖^{そで}よと思ひうけきや

失題

廣沢安任^{會藩}

欲^む因^む大義^{だぎ}舉^あ綱維^{くわい}一決此心何^な又^う疑^ひ休^す逐^つ末^{すゑ}流^る煩^う口^く舌^{した}至^し誠^{じゆ}自^由有^る

貫天時

日光店門主様今月十日頃店出立にて上京あつべき由相
関えひす付上野山下辺の市民延期を嘆願する者夥し

中外新聞第二十号終

